

留学生 各位

留学生アルバイト受入事業主 各位

2026年度 学則に定める「長期休業期間」のお知らせ

本校では、学則により長期休業期間を下記の通り定めております。

資格外活動（アルバイト）許可を得ている留学生の就労時間は、入管法施行規則第19条に基づき、学則に定める**長期休業期間に限り、「1日8時間以内（残業を含む）」かつ「週40時間以内」（どの曜日から起算しても1週間40時間以内）」**とされます。

なお、休憩時間等の労働条件については、日本人労働者と同様に労働基準法が適用されます。

※在留資格「家族滞在」の方は、本規則（入管法施行規則第19条）の対象外です。

長期休業期間中であっても「週28時間以内」の就労制限が維持されますので、十分にご注意ください。

留学生受け入れ事業主様におかれましては、期間中の適切な労務管理にご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

●長期休暇期間一覧

学科	学年	夏季休暇	冬期休暇	春季休暇
介護福祉士科	1年生	2026年 8月8日～8月23日	2026年12月24日 ～2027年1月6日	2027年 2月20日～3月31日
	2年生	2026年 8月8日～8月23日	2026年12月24日 ～2027年1月6日	2027年 2月2日～3月31日
調理師科	1年生	2026年 8月1日～8月23日	2026年12月20日 ～2027年1月11日	2027年 2月8日～3月31日
	2年生	2026年 8月1日～8月30日	2026年12月19日 ～2027年1月11日	2027年 2月8日～3月31日
スイーツ & カフェ・フード科	1年生	2026年 8月2日～8月23日	2026年12月19日 ～2027年1月6日	2027年 2月9日～3月31日

以上

学校法人東京滋慶学園
 埼玉福祉保育医療製菓調理専門学校
 埼玉県さいたま市大宮区仲町 3-88-2
 048-649-2331